

徳島県M&A促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、後継者不足に伴う休廃業の増加により、県内の有用な経営資源の散逸を防ぐことを目的とし、後継者不在企業のM&Aによる事業承継を推進するため、譲渡希望事業者の掘り起こしやM&Aプラットフォームへの登録からマッチングを支援した士業等専門家及び譲渡希望事業者に対し、予算の範囲内においてM&A促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「奨励金」とは、県が県以外の者に対して交付する奨励金をいう。
- (2)「交付対象事業」とは、奨励金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3)「交付対象事業者」とは、交付対象事業を行う者をいう。
- (4)「士業等専門家」とは、認定経営革新等支援機関(中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等))をいう。
- (5)「M&Aプラットフォーム」とは、株式会社バトンズ、株式会社M&Aサクシード、株式会社トランビ又は株式会社ライトライトの4社が、それぞれインターネット上で運営するウェブサイトを通じて提供するサービス「BATONZ」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」及び「r e l a y」とする。
- (6)「マッチング」とは、企業の譲受けを検討している者と自社の譲渡を希望する中小企業者が最終契約を締結することをいう。
- (7)「最終契約」とは、売り手と買い手との間で、承継の対象や範囲、承継の対価(以下「成約価額」という。)、成約価額の支払条件、承継の実行条件、その他必要事項に関する契約であり、事業承継を目的としてこれらの内容を定めたものとする。
- (8)「休眠会社」とは、会社法第472条第1項で定める株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。
- (9)「みなし大企業」とは、次のア～ウに該当するものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(自社の譲渡を希望する中小企業者の要件)

第3条 本要綱において「自社の譲渡を希望する中小企業者」(以下「譲渡希望事業者」という。)とは、次の各号を全て満たし、徳島県内に本社を有する事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。ただし、「みなし大企業」を除く。
- (2) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (4) 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- (5) 申請時点において譲渡希望事業者の代表者の年齢が満60歳以上であること。
- (6) 個人事業主は青色申告者であること。
- (7) 休眠会社ではないこと。
- (8) 後継者不在等の理由により、徳島県事業承継・引継ぎ支援センター又はM&Aプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があること。
- (9) 徳島県事業承継・引継ぎ支援センター及びM&Aプラットフォームに譲渡案件として登録の上、公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること。
- (10) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと。

（交付対象事業者）

第4条 交付対象事業者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 奨励金（案件登録奨励金）の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす士業等専門家及び譲渡希望事業者とする。
 - ア 徳島県内に事業所を有すること。
 - イ 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ウ 認定経営革新等支援機関であること。
 - エ 譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、M&Aプラットフォームに譲渡案件として登録の支援を行った者であること。
- (2) 奨励金（案件マッチング奨励金）の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす士業等専門家とする。
 - ア 徳島県内に事業所を有すること。
 - イ 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ウ 認定経営革新等支援機関であること。
 - エ 案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業がマッチングに至った場合に、その支援を行った者であること。

（奨励金の不交付者要件）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、奨励金を支給しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 知事は、奨励金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ徳島県警察本部長に照会することがある。

(奨励金の要件及び金額等)

第6条 奨励金の要件及び金額等については、別表第1に定めるものとする。ただし、譲渡希望事業者1者につき、各奨励金区分1回のみの支給とする。

(奨励金の交付の申請)

第7条 奨励金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別表第2に掲げる書類を添えて、知事に対し、知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請に当たって、各申請書に記載の宣誓事項を誓約しなければならない。

(奨励金の交付の条件)

第8条 次の各号に掲げる事項は、奨励金の交付の条件とする。

- (1) 自然災害その他の譲渡希望事業者の責に帰すべき事由によらない場合を除き、M&Aプラットフォームに登録後、公開日から1年以内に、買い手募集を中止しないこと。
- (2) 交付対象事業者(案件登録奨励金の交付決定を受けた者に限る。)は、案件マッチング奨励金を申請した場合を除き、M&Aプラットフォームに登録した譲渡希望事業者が公開日から1年以内に買い手募集を中止する場合には、状況報告書(様式第3号)により、知事に報告しなければならないこと。

(奨励金の交付の決定等)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、奨励金を交付すべきものと認めた場合は、交付を決定し、交付すべき額を確定させた上で、申請者に通知するものとし、奨励金を交付しないものと認めた場合は、不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付の決定をするものとする。

(奨励金の支払等)

第10条 交付対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、前条の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書(様式第4号)に交付決定書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

1 知事は、前項の請求書を受領した後に、交付金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 奨励金の交付の申請をした者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る奨励金の交付の決定及び額の確定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 知事は、奨励金の交付の決定及び額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容を変更することができる。

2 知事は、奨励金の交付の決定を取消しする場合は、当該交付対象事業者に対してその理由を示すものとする。

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第13条 知事は、交付対象事業者が、奨励金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき、虚偽又はその他不正な手段により奨励金の支給を受けていたことが判明したとき、第4条に規定する要件に該当しないことが判明したとき、又は第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第14条 知事は、第12条及び前条の規定により、奨励金の交付を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 交付対象事業者は、第13条第1項の規定による奨励金の交付の決定の取消しに関し、奨励金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。

3 交付対象事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(書類の保管等)

第16条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

奨励金区分	交付金額	交付対象者	交付要件
案件登録奨励金	5万円	士業等専門家 及び譲渡希望 事業者	①譲渡希望事業者の承諾を受け、当該 企業を、本奨励金の募集開始日以降、 「BATONZ」、「M&Aサクシー ド」、「TRANBI」のうち2つ以 上に、譲渡案件として登録したもの※ ②譲渡希望事業者の承諾を受け、当該 企業を、本奨励金の募集開始日以降、 「r e l a y」に登録したもの※
	10万円	士業等専門家 及び譲渡希望 事業者	上記交付要件①及び②をともに満たし たもの
案件マッチング奨励金	20万円	士業等専門家	案件登録奨励金を受給した譲渡希望事 業者と譲受け企業が、本奨励金の募集 開始日以降、「最終契約」を締結し、 その支援を行ったもの

※譲渡希望事業者は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡案件として登録済であること。

別表第2（第7条関係）

◎様式第1号 その1（案件登録奨励金）の添付書類	
1	M&A促進奨励金に係る証明書（様式第2号）
2	M&Aプラットフォームに登録したことがわかる書類（掲載画面等）の写し
3	認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
4	譲渡希望事業者の代表者の生年月日がわかる公的書類の写し（自動車運転免許証等）
5	譲渡希望事業者の直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し）
6	譲渡希望事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）（申請日から3ヵ月以内に発行されたものに限る。）
7	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）
◎様式第1号 その2（案件登録奨励金）の添付書類	
1	M&A促進奨励金に係る証明書（様式第2号）※
2	M&Aプラットフォームに登録したことがわかる書類（掲載画面等）の写し
3	認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
4	譲渡希望事業者の代表者の生年月日がわかる公的書類の写し（自動車運転免許証等）
5	譲渡希望事業者の直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し）
6	譲渡希望事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）（申請日から3ヵ月以内に発行されたものに限る。）※
7	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）
◎様式第1号 その3（案件マッチング奨励金）の添付書類	
1	案件登録奨励金の交付を受けたことがわかる書類（譲渡希望事業者の交付決定通知）の写し
2	認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
3	マッチングが完了したことがわかる書類（最終契約書等）の写し
4	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）

※印の書類について、様式第1号 その1の添付書類と同時に提出する場合は、当該書類の写しを添付する。

なお、M&A促進奨励金に係る証明書（様式第2号）は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターが、士業等専門家宛で発行するものとする。